

西部労福協第45回定期総会開催!!

西部労福協は、2015年2月19日（木）15時より、香川県高松市において、「第45回定期総会」を開催した。総会には、10人の来賓、12人の役員、中四国9県から44人の代議員と10人の傍聴者、総勢76人が出席した。

総会は、議長に香川県労福協の千田建雄代議員を選出し、開催した。冒頭、西部労福協の伊丹幸男会長の主催者挨拶の後、中央労福協渡邊和夫副会長、浜田恵造香川県知事、大西秀人高松市長、新藤龍男連合香川兼香川県労福協会長から来賓の挨拶を受けた。特に、浜田恵造香川県知事は、「人口減少、少子高齢化、グローバル化のなかで、若者の県独自対策を行い、大学Uターンで県内就職者に対しては、3年間県内就職を継続すれば奨学金の返済を50%削減する制度、また県外流出防止策として、地元就職の高校生には2015年度から更に厚い優遇措置を実施する。また、奨学金も県独自制度を創った」と述べた。どこの県でも、若年労働者の地元人材確保と人づくりが共通の課題である。

〈議案〉

- 第1号議案 2014年度活動報告
- 第2号議案 2014年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 2015年度活動方針（案）
- 第4号議案 規約の一部改正に関する件
- 第5号議案 2015年度予算（案）
- 第6号議案 役員の一部交代について
スローガン（案）

その後議事に入り、西部労福協北島國廣事務局長が活動報告、決算報告を行い、山根英明監査が会計監査報告を行った。また西部労福協北島國廣事務局長が第3～第6号議案まで一括して行い、議案をすべて満場一致で承認した。

特に、第3号議案「2015年度活動方針（案）」について、鳥取県労福協の前田代議員より「奨学金問題は、大変な社会問題になりつつある。西部労福協としてもしっかり取り組んでいただきたい。」との要望意見があった。第4号議案の規約改正は、西部労福協の規約



上の略称を「労福協西部ブロック」から「西部労福協」に変更し、規約上の年号表示を「西暦で統一」した。第6号議案は徳島県幹事の交替。最後に千田議長が「スローガン（案）」を読み上げ、全会一致で採択した。西部労福協は、各県の情報交換、各県の課題共有化を図り、研修・交流事業を通じて労福協事業を発展させていくことを確認し、総会を閉会した。

【記念講演】

その後、香川大学法学部三野靖教授が「地方創生と自治」をテーマに、記念講演を行った。

【島根県労福協参加者】

- <代議員> 矢倉県労福協理事長、松田安来地区労福協事務局長、仲田連合島根会長、瀬川全労済島根県本部専務執行役員
- <総会役員> 安田県労福協事務局長

2014年度第3回理事会

- 日時 2015年1月21日 13:30～15:10
- 場所 松江市：労働会館204号
- 議題
 1. 諸報告
 2. 2015年度活動方針骨子案
 3. 今後の活動計画

くらしサポート
センター島根



ひとりで悩まないで!! まず相談!!

- ◆ 雇用全般、賃金、パワ・セクハラ、差別等仕事上の悩み
 - ◆ 生活苦、多重債務、子育て、介護、家族関係、心の健康等生活上の悩み
- フリーダイヤルにお電話ください!

【相談は】 0120-154-052
 【相談料】 無料
 【相談曜日】 月～木
 【相談時間】 10:00～16:00

2015年度鳥根県への政策制度要請に対する回答書

2015年度(平成27年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (2014年12月25日)

番号	要請事項	回答	課名
1 (1)	<p>「労働者福祉活動の育成・強化」について 労働者福祉の充実について</p> <p>① 鳥根県労働者福祉協議会は、2014年3月5日鳥根県知事より一般社団法人の認可通知(公益目的支出前回の認可)を受け、2014年度から一般社団法人としての活動を開始し、今後、広く労働者の福祉向上の活動を進めていく所存です。労働者に対する相談・助言活動、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での労働者福祉活動を充実させるための支援を要請します。2014年度から県内新規就業者の離職率低下を目的とした「高校生のためのワークルール講座」を開始し、応募高校へ向き講演を行っています。</p> <p>② これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策について意見交換を行っています。合併したことによる活動領域が拡がり、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、各部署からの県下労働者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご支援いただきますよう要請します。</p>	<p>(1) 労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は重要と認識しており、それぞれの分野で連携し、予算等を通じて支援していく考えです。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課 雇用政策課
(2)	<p>「くらしサポートセンター鳥根」の事業について</p> <p>上記のように、ライフサポート事業については、県西部での相談窓口の新設、「くらしサポートセンター鳥根(仮称)」の「寄り添い・同行型」サービスを更に強化し、県下労働者の相談サービス事業の強化を図ることや、広範な県下労働者福祉事業の推進のため、今年度と同額の事業費補助金を要請します。</p> <p>2015年度要請額 300万円 事業開始予定年月日 2015年4月1日 事業完了予定年月日 2016年3月31日</p>	<p>(2)「くらしサポートセンター鳥根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有益な事業であると認識しております。雇用政策課でも労働相談の窓口を設けており、くらしサポートセンター鳥根とも情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
(3)	<p>2015年度(平成27年度)助成金について</p> <p>上記のように、ライフサポート事業については、県西部での相談窓口の新設、「くらしサポートセンター鳥根(仮称)」の「寄り添い・同行型」サービスを更に強化し、県下労働者の相談サービス事業の強化を図ることや、広範な県下労働者福祉事業の推進のため、今年度と同額の事業費補助金を要請します。</p> <p>2015年度要請額 300万円 事業開始予定年月日 2015年4月1日 事業完了予定年月日 2016年3月31日</p>	<p>(3)「くらしサポートセンター鳥根」事業をはじめ、貴会が来年度実施を予定している事業については、労働者福祉の向上を図るうえで効果的な事業だと認識しており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
2 (1)	<p>「格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化」について</p> <p>生活保護制度について 生活保護制度は、憲法25条に定められた最低限の生活を保障するセーフティネットの柱となるものです。国民の6人に1人が貧困(2009年度相対的貧困率16%)という現実を踏まえ、社会的に孤立した人々を包み込み「支え合う」地域社会の実現のために、各市町村・福祉事務所へ次の事項について、働きかけられるよう要請します。</p> <p>① 生活保護の実施機関である地方自治体は、生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能となるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類準備等、地域住民のアクセスと運営体制の改善・充実を図ること。</p> <p>② 生活保護の実施機関は、申請権(保護請求権)や受給権を侵害する違法な運用(いわゆる水際作戦)を行わず、窓口での申請抑制や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に沿った適切な運用を徹底すること。</p> <p>③ 生活保護に対応するケースワーカーの増員を図るとともに、職員専門性を高める措置を講ずること。</p>	<p>① 生活保護の相談に訪れた方には丁寧な制度の説明を行うとともに、申請意思を示した方には、速やかに申請書を交付するよう指導しているところです。今後も、生活に困窮する方への制度周知や、民生委員などの関係機関とも連携を図りながら、生活保護を必要とする方の申請権が適切に行使されるよう指導します。</p> <p>② 生活保護を必要とする方の申請する権利や受給する権利が抑制されることのないよう指導しています。また、扶養する能力が期待できない場合や、DVを受けている母子世帯等の場合には、保護者等に通知を行わずに保護を行うよう指導しているところであり、今後も、法の趣旨に沿った適切な運用が行われるよう指導を徹底します。</p> <p>③ ケースワーカーについては、新たな業務への対応のため、人員不足が生じて事務処理などに支障をきたすおそれがある場合は、適正な人員を確保するよう指導するとともに、専門性向上のための社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加について努めるよう、引き続き働きかけます。</p>	地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課
(2)	<p>ナショナルミニマムの確保と生活の底上げについて</p> <p>① 生活保護制度における生活扶助基準の引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち標準保護者に対する就学援助制度における学用品費等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料免除等、地域住民の生活に多大な影響を及ぼすことは必至であります。これらの制度については、住民生活への影響を最小限にとどめるために、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講じられ、関係市町村へ同趣旨の協力要請を行われるよう要請します。</p>	<p>① 県では、国から示された「他の制度への影響について、制度の趣旨や目的、実施を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応する」という基本的な考え方を踏まえ、対応しているところです。また、市町村に対しても、国の基本的な考え方を踏まえ、適切に対応されるよう継続して依頼をしています。</p>	健康福祉総務課
(3)	<p>生活困窮者自立支援制度の構築に向けた体制整備について</p> <p>生活困窮者自立支援法の成立を受け、2015年度からの制度の本格実施に向け、地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について、早期に検討・実施できるよう関係市町村へ指導・協力要請を行われるよう要請します。</p> <p>① 生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築すること。</p> <p>② 福祉分野にとどまらず、部課横断的、総合的に取り組む体制や官民協働の幅広いネットワークを構築すること。労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に関与できる体制にすること。支援員等の人材養成においては労働相談にも対応できるような研修も取り組むこと。</p> <p>③ 新たな困窮者支援制度の実施にあたっては、生活保護が必要な方は生活保護制度につなぐ仕組みを構築し、いわゆる水際作戦とならないよう指導を徹底すること。</p> <p>④ 生活状態が逼迫している相談者に対する食料・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し早期に問題改善できるよう、縦割りになっている各種支援制度の集約再編などの改善を進めること。</p> <p>⑤ 生活困窮者の早期発見のために、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。</p>	<p>① 生活困窮者自立支援制度については、平成27年4月の法施行に向け、各市町村で円滑に事業が開始できるよう、情報提供、助言、県独自の研修実施などにより支援していきます。</p> <p>② 生活困窮者の抱える課題は複雑であり、自立支援に当たっては、地域の関係団体・機関や庁内の部署と緊密に連携することが重要です。相談者が雇用関係上の問題を有している場合は、専門機関(労働行政の機関やくらしサポートセンターなど)へ相談することですみやかな解決につながるが期待されます。市町村に対してはこうした各種相談機関の情報を提供し、労働問題を含む幅広い課題に対応できるよう支援していきます。</p> <p>③ この制度で受け付けた相談であっても、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護へつなぐことが必要です。こうした制度の主旨を徹底していきます。</p> <p>④ 相談者に対しては、それぞれの事情を把握し、多様な制度やサービスを適切に組み合わせる支援することが求められます。急迫した状態の方に対しては、ワンストップでの対応により早期の支援を行うよう市町村に助言・指導していきます。県としては、現在、フードバンク活動の普及啓発や、県社協の同居債務保証事業への助成など、食料・住居に係る支援制度の充実に取り組んでいますが、今後とも、市町村や関係団体の意見を聞きながら、支援制度の一層の充実にも努めていきます。</p> <p>⑤ 生活困窮者への支援には、地域のNPOやライフライン事業者等との連携も必要であり、市町村の取り組みを促します。また、市町村のエリアを越えてサービスを行う事業者については、市町村とも協働をした上で、県が制度の周知を行うことを検討します。</p>	地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課
(4)	<p>経済的理由で夢を断念させない施策～教育・人材育成の機会均等について</p> <p>貧困の連鎖を防止する観点と経済的理由で子供の夢を断念させないため、以下の施策を実施されるよう要請します。</p> <p>① 経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの相談窓口の整備・拡充を図ること。</p>	<p>① 経済的理由によって就学が困難な者が必要な支援を受けられるよう、就学援助制度や奨学金制度の利用について、各学校において入学時、進級時に文書を配布したり、県のホームページで情報提供するなど周知を図っています。(別添資料)</p>	総務部総務課 学校企画課

番号	要 請 事 項	回 答	課 名
	<p>② 国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度の創設・拡充を働きかけること。</p> <p>③ 国の奨学金制度を補う観点から、有利子の奨学金についての利子補給等の制度創設を原に於いて検討すること。</p>	<p>②④ 文部科学省の平成27年度概算要求において、低所得世帯の高校生等を対象とする「奨学のための給付金」を拡充し、低所得世帯の教育費負担を更に軽減することが盛り込まれています。</p> <p>また、県は、国に対して、全国公立大学設置団体協議会（全国の公立大学を設置している都道府県及び市等）を通じ、給付型奨学金の創設と日本学生支援機構第一種奨学金の拡充及び、第二種奨学金の利息軽減を要望しています。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p>
3	<p>多重債務対策について 改正貸金業法の完全施行後の状況を踏まえ、次の課題について国等と連携し、対策を強化されるよう要請します。</p> <p>① 貸金業者による脱法行為を監視できるよう消費者センター等関連団体が連携し実態分析や対策をすること。</p> <p>② 自治体に配置されている消費生活相談員の地位の安定化と待遇の改善をはかること。</p> <p>③ 民間非営利組織等（労金・生協・NPO等）を活用し、低所得者や債務整理後の借りられない人に対する個人向けセーフティネット貸付の創出・拡充ならびに支援策としての保証制度の確立を図ること。また、国に制度創設を働きかけること。</p> <p>④ ヤミ金被害の実態把握、被害対策に向けて引き続き一層の取り組みをはかること。</p>	<p>① 貸金業法に基づく登録を受けた貸金業者については、国の指導監査指針に基づき、法に基づいた適正な業務が行われるよう指導・監督を行っています。悪質な業者については、国から全国の情報を受け、関係課で共有しています。</p> <p>県消費者センターでは、国からの情報を市町村に提供するとともに消費生活相談において注意喚起を行うなど被害防止に努めています。</p> <p>また、県消費者センターや中小企業課等の庁内関係課や県警、金融機関等で構成する消費者金融等被害防止対策会議を開催しており、多重債務取組状況の共有化や対策について連携を図っているところです。</p> <p>なお、県消費者センターへの多重債務関係の相談件数は、ピーク時の平成19年度の1,305件から昨年度は100件と年々減少してきております。</p> <p>② 近年の消費生活相談内容の多様化・複雑化の中、消費者からの相談に的確かつ迅速に応じるため、消費生活相談体制の強化、消費生活相談員の知識や相談スキルなどの資力の向上等を目的として、消費者安全法の改正法が今年6月に成立し、平成28年度から施行されます。これにより、消費生活センターに消費生活相談員が配置され、併せて国家資格とされることになりました。こうした状況を踏まえ、処遇の改善について検討してまいります。</p> <p>③ 低所得世帯に対しては、県社会福祉協議会により、生活福祉資金貸付制度に基づく資金の貸し付けと必要な相談支援が行われています。</p> <p>また、県消費者センターでは、生活困窮者を含め消費者からの消費生活相談に対応しているほか、相談者の生活困窮度合いが甚しい場合には、市町村生活保護担当や社会福祉協議会を紹介するなどの対応をしています。</p> <p>④ ヤミ金業者の実態把握は困難であり、主として国からの全国の悪質な業者に関する情報提供及び県へのヤミ金業者に関する相談により把握を行っています。</p> <p>中小企業課では、相談があった場合には、貸金業協会、国、県警等と対応について相談し、助言あるいは関係機関への紹介を行っています。</p> <p>県消費者センターでは、消費者からの債務に関する相談に応じていますが、業者の違法行為が疑われる場合には、相談者に警察への通報を勧めています。</p> <p>被害対策としては、消費生活相談のほか、弁護士会と連携して面接相談会を実施したり、弁護士会の無料相談を紹介するなどきめ細かい対応をしています。今後も、継続的に多重債務対策を講じていく必要があると考えています。</p>	<p>中小企業課 環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課</p> <p>地域福祉課 環境生活総務課</p> <p>中小企業課 環境生活総務課</p>
4	<p>消費者行政の充実について 消費者被害に伴う経済的損失額は6兆円と推計（消費者庁公表値）されており、消費者のみならず善良な事業者や労働者を含めた県民全体の被害防止の観点から、悪質商法の根絶のため、消費者行政の充実をはかるよう以下の事項を要請します。</p> <p>① 消費者行政の予算の確保、消費者行政に携わる人材の育成、消費者相談体制の充実、行政処分執行体制の強化など、消費者行政の充実・強化をはかること。</p> <p>② 本年9月に鳥根県で設置された「消費者教育地域推進協議会」について、鳥根県労働者福祉協議会の参加を要請し、消費者関係者等を含む多様なステークホルダーの参画のもとで、実効性ある推進計画を策定すること。また、市町村においても、前面策定及び地域教育を実施するよう支援すること。</p>	<p>① 近年、消費者から寄せられる消費生活相談件数は減少傾向にありますが、昨年度は、健康食品の送りつけ商法による相談などの増加により、一時的に増加しました。また、相談内容は複雑化、高度化するともに、特に、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が増加しており、高齢者被害の未然防止が喫緊の課題となっております。</p> <p>こうしたことから、県では、消費生活に係る相談体制の充実をはじめ、消費者被害注意情報発信や高齢者等宅へのチラシの直接配布など、特に当該被害を未然に防止するための啓発業務に取り組んでいるところです。今後も、県民の方が安心して生活できるよう、必要な予算の確保、相談員をはじめ消費者行政に携わる者のスキルアップ、不法行為専門職員による事業者への指導など消費者行政の充実・強化に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>② 鳥根県では、本年9月に学識経験者、消費者代表、事業者代表の委員から構成される消費生活推進協議会を「消費者教育地域推進協議会」と位置づけ、消費者基本計画の策定、消費者教育を含め消費者行政施策全般についての協議をしていただいております。</p> <p>この審議会の消費者代表は、定数の関係から生協、民生委員の代表者及び一般公募者となりましたが、消費者基本計画の策定等に当たっては、鳥根県労働者福祉協議会をはじめ、県内社会福祉協議会や消費者団体などからのご意見を伺いながら取り組んでまいります。</p> <p>消費者教育については、新たに施行された消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、今後、より一層の充実を目指す必要があると考えています。</p> <p>同法では、都道府県や市町村での「消費者教育推進計画」策定を努力目標としており、鳥根県では次期鳥根県消費者基本計画に実効性のある消費者教育推進施策を盛り込み、実現に努めたいと考えております。</p> <p>また、市町村にも消費者教育の充実を働きかけるとともに、情報提供等の支援を行っています。</p>	<p>環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課</p>
5	<p>中小企業労働者の福祉格差の是正について 中小企業労働者の福利厚生格差を是正するため、以下の事項を要請します。</p> <p>① 中小企業労働者の福祉格差の是正に向けて、鳥根県東部労働者共済会・鳥根県西部労働者共済会が更に魅力的なサービス提供ができるよう鳥根県として支援・指導など積極的な役割を發揮すること。</p> <p>② 中小企業退職金共済制度の積極的な普及を行うとともに、不適正な制度活用を監視・指導すること。</p>	<p>① (一財)鳥根県東部労働者共済会及び(一財)鳥根県西部労働者共済会が安定した運営を継続し、魅力的なサービスを提供していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のための会員加入の促進をすすめていく必要があります。</p> <p>県としては、各労働者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び雇工団体等への巡回訪問等を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。</p> <p>② 中小企業退職金共済制度については独立行政法人労働者退職金共済会機構において運営されていますが、県でもホームページや広報誌、「企業支援施策ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。</p> <p>また、中退共済普及推進員と連携し、加入促進にも努めています。中小企業退職金制度は、国に指導・監督権限があるものであり、県には直接の権限はありませんが、今後も国とも連携して適正な制度の普及に努めていきます。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>
6	<p>介護職員の処遇改善にかかる県単独制度の創設について 高齢化先行県である鳥根県では、介護ニーズが増大する現下において、サービス提供を担う介護人材の確保は重要な課題であります。しかしながら、介護職員については、全産業平均と比べて稼働率が高く、人材確保が難しい状況にあり、このことは鳥根県労働局の調査でも明らかです。一方では、県産業福祉部からは、2025年には約5万人の要介護認定者が見込まれ、介護職員約15,000人が必要であり、約2,600人の不足となるとの予測結果が報告されています。足下でも、将来的にも、介護人材の確保は喫緊の課題です。</p> <p>介護職員の高稼働率と人材不足の原因の一つに、介護職員の賃金水準が産業界と比較して低いことにあります。よりよい介護サービスの提供には、必要な介護職員の確保と定着化が不可欠であります。つきましては、次の事項について要請します。</p> <p>① 平成27年度において延長が見込まれる国の「介護職員処遇改善加算」制度について、制度実施の場合、事業者が作成する「介護職員処遇改善計画書」に従い、適正な賃金改善が実施されていることを厳格に監督・指導されること。</p> <p>② 国の制度活用とともに、介護人材確保のための鳥根県単独の処遇改善制度を速やかに創設・実施されること。</p>	<p>① 県では、介護職員処遇改善加算を届け出ている事業所・施設に対し、実施指導等により、加算の算定額に相当する賃金改善の実施について確認するとともに、適正な報酬請求が行われているか検査しているところです。</p> <p>② 介護保険は全国一律の制度であるため、県単独で賃金改善を行うことは困難ですが、来年度の介護報酬改定を通じて介護職員の処遇改善が適切に実施されるよう、国に要望しているところです。</p> <p>介護人材確保は重要な課題と認識しており、引き続き、関係機関と連携して事業者が行う人材確保の取組を支援してまいります。</p>	<p>高齢者福祉課</p> <p>高齢者福祉課</p>



県内高校生を対象に消費者講座を実施 10年目を迎えた『高校生のための消費者講座』



講師養成研修の様子

開始以来10年目を迎えた県労福協が主催する「高校生のための消費者講座」は、講師養成研修を受けた労金職員が講師となり、県内各地10校で実施しました。

各講師は「契約とは何か」「カードの使い方・多重債務にならないために」「悪質商法に注意しよう」「クーリングオフ・困ったときは

消費者センターへ」などのテーマに沿って約1時間の講義を行いました。

これまで毎年実施してきた「講師養成研修」は、多くの労金職員が受講し講師としての実績を積んできたため、今年度でしばらく休止することにしました。

島根県推進代表者集会を開催 11月28日 中国ろうきん島根県推進委員会

中国労働金庫島根県推進委員会は11月28日(金)、労働会館(松江市)において「2014年中国ろうきん島根県推進代表者集会」を開催しました。テーマは「今こ

そ、ろうきんと推進機構・会員の更なる連帯強化を！」

参加者は、ろうきん運動推進アドバイザーの景山誠氏から、ろうきん運動について講義を受けた

後、ワールド・カフェ形式でグループワークトレーニングを行い、「労働金庫の歴史・社会的役割」「会員が行うろうきん運動・会員の役割」等について学びました。



2015年2月 火災共済・自然災害共済 商品改定のご案内

組合員の皆さまのご要望にお応えし、火災共済・自然災害共済が新しく生まれ変わりました。

主な改訂の内容をご紹介します、皆さまに新商品の魅力をご案内します。



①火災共済・②自然災害共済
員水等納付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

主な商品改定の概要

火災共済

- ✦ 建物構造区分を変更しました
- ✦ 加入基準を改定しました
- ✦ 掛金を改定しました
- ✦ 代理請求制度を導入しました
- ✦ 保障に関する特約を新設しました
- ✦ 火災共済のご契約者への地震等災害見舞金のお支払い
- ✦ 保障内容を改善しました

自然災害共済

- ✦ 建物構造区分を変更しました
- ✦ 掛金を改定しました
- ✦ 総支払限度額を引き上げました
- ✦ 地震保障に大規模半壊を新設しました

※ここでは主な商品改定の概要をご紹介します。ご加入にあたってはリーフレットをご覧ください。現在予定している改訂内容となります。